

契約の変更（スイッチング） 手続

～前回御指摘事項等について～

平成 27 年 1 1 月 1 8 日

資源エネルギー庁

第1回小委員会での御指摘事項を踏まえた整理事項

- 本日は、前回の小委員会における御指摘を踏まえ、契約の変更（スイッチング）手続の詳細やスイッチングに関する電力会社の対応について整理を行う。

第1回小委員会での関連発言（抄）

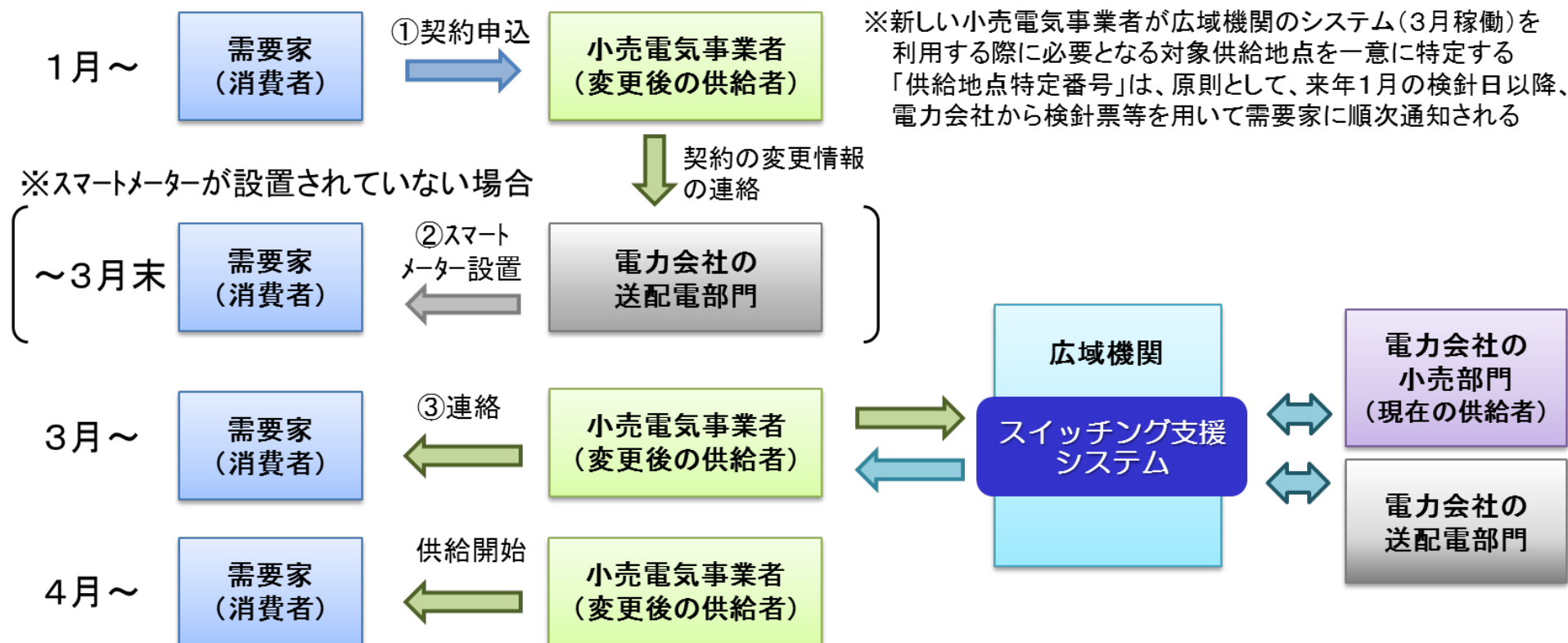
- 必ずできるということを保証するのは非常に難しいと思うので、できなくなったときでも最低限できるということを考えておいていただきたい。（大山委員）
- スマートメーターが設置されない場合のリカバリーについて、遠隔検針・遠隔開閉に加えて、省エネ・省CO2のためのデータ活用、需要家側の機器制御といった効果もあり、ぜひスマートメーターを早期に導入して、そういった機能を自由化後きちんとお客様が使えるようなことに早期にもっていただきたい。（武田オブザーバー）
- （東京電力資料について）スマートメーターが設置されることが必要であるとしてあるのか、それともやっぱりスマートメーターが設置されないと、そもそもスイッチングができないということなのか。（大石委員）
 - スwitchingはスマートメーターを取りつけなくてもできる。他方、30分電力量の通知や同時同量支援のサービスについてはスマートメーターがないとできない。事務局資料の考え方に沿って実務を動かしていく。（東京電力山口副社長）
- （東京電力説明のスイッチングを定例検針日で実施することについて）スマートメーターの取替が予想を超えるような大量の申込みが来て間に合わないというのは想像がつくが、従来型のメーターが付いていて検針日が4月20日の場合に4月1日から切り替えると問題が起こるのは何故か。日割り計算とかがあるのではないか。（松村委員）
 - 現場検針した上で切替を進めるということであると、非常に殺到した場合には対応が難しくなるので、混乱を回避するよう、供給者変更を定例の検針日にシフトさせていただきたい。他方、先ほどの方法（日割り計算）とかを組み合わせることも当然考えられる話なので、例えばこういうことも考えられるという意味。いずれにしろ混乱を避けるような方法をむしろ求めていきたいという、そういう意味合いでご理解いただきたい。（東京電力山口副社長）
 - 機械式のメーターで4月1日に一斉に検針をすべきと言われても対応できないということで理解。（松村委員）
- スマートメーター取替に係る動静情報の共有を12月の下旬からお願いしているが、我々としても活用して4月までにどういうことができるのか最大限努力していきたいと思っており、協力をお願いしたい。（関西電力土井常務）

(参考) スwitching手続の流れについて

10/27 第1回小委員会
事務局提出資料(抜粋)

- 来年1月から、家庭をはじめとする現在の規制部門の需要家(消費者)が、電気の供給者を現在の電力会社から新しく別の事業者(小売電気事業者)に変更する申込みを行えるようになる(申込先は新しい小売電気事業者)。
- なお、契約変更の手続に際し、需要家が現在の電力会社に対し連絡を行う必要はない。

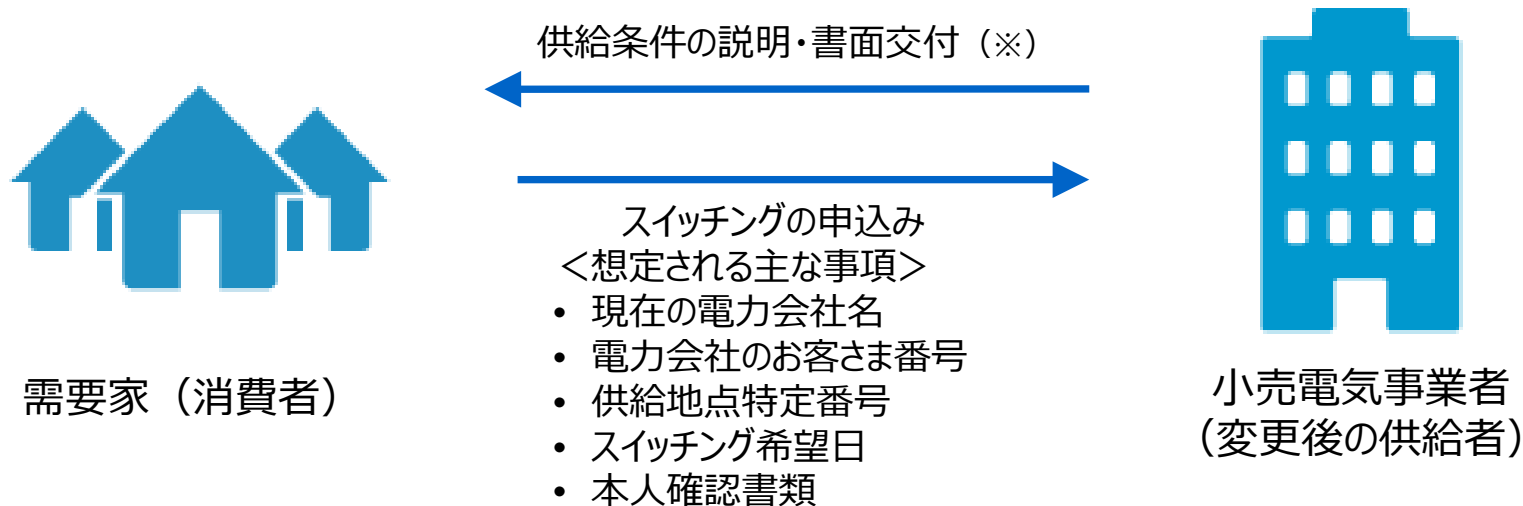
<スitching手続のイメージ>



契約の変更（スイッチング）の申込手続

- 契約の変更（スイッチング）を行いたい需要家は、新しい小売電気事業者から電気料金等の供給条件の説明や書面交付を受け、その内容を踏まえて、小売電気事業者に申込みを行う。
- 現在契約している電力会社に対しては、需要家の同意に基づき、新しい小売電気事業者が契約廃止の連絡を行うため、契約変更の手続に際し、需要家が直接連絡を行う必要はない。

＜スイッチング手続のイメージ＞



（※）説明や書面交付をすべき事項については既に省令で定まっているが、詳細なルールを電力取引監視等委員会で検討中であり、年内にパブコメ予定。

スイッチングに必要な事項

- 来年1月以降、需要家が、現在の電力会社から新しく別の事業者（小売電気事業者）に電気の供給先を変更する申込みを行う場合、準備が必要となることが想定される主な事項は以下のとおり。

＜想定される主な事項＞

スイッチングに
必要な事項

より適切な料金
メニューの選択等
に必要な事項

事項	留意点
現在の電力会社名	－
電力会社のお客さま番号	検針票（※2）、ウェブサイト（ウェブサイトにより検針結果等が通知される需要家）、ダイレクトメールや領収書等（検針が行われない需要家）により確認できるほか、電力会社に直接問い合わせることも可能
供給地点特定番号（※1）	
スイッチング希望日	－
本人確認書類 ※新しい小売電気事業者が電力会社の送配電部門に過去の使用電力量を照会するために必要	自動車運転免許証、健康保険証など本人名義や住所を証明可能なもの

（※1）供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる22桁の番号

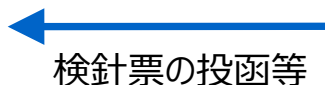
（※2）供給地点特定番号は1月の検針日以降の検針票に記載

(参考) スイッチングの申込みに必要な事項の連絡について

- スイッチングの申込みに必要となるお客さま番号や供給地点特定番号は、各電力会社から1月の検針日以降に配付される検針票等を通じて確認することができる。



需要家（消費者）



検針票の投函等



各電力会社

<検針票による通知の場合>

供給地点特定番号（22桁）
が新たに記載される予定

※ 検針票のご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

使用場所 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

27年12月分 検針月 11月 2日～12月 1日
12月 2日（30日間）

ご使用量 290kWh

請求予定金額 7,518円
（うち消費税等相当額） 556円

基本料金 842円40銭
電力量料金
・ 1段料金 2,331円60銭
・ 2段料金 4,404円70銭
燃料費調整額 -464円00銭
再エネ発電賦課金 458円00銭
口座振替割引 -54円00銭

上記料金内訳

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけください。～

お問い合わせ先／カスタマーセンター
お引越し、ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

東京電力株式会社
ダミー（事業所コード000）

契約種別 従量電灯B
契約 30A

当月指示数 0390.00
前月指示数 0100.00
差引 290.00

計器乗率（倍）
取替前計量値
計器番号（下3桁）

昨年12月分は30日間で 290kWhです

燃料費調整のお知らせ（1kWhあたり）
12月（当月）分 -1円60銭
翌月分の燃料費調整は、弊社の
ホームページ等にてご確認ください

今月分 振替予定日 12月 4日
次回検針予定日 1月 4日

地区番号 〇〇 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇-〇〇

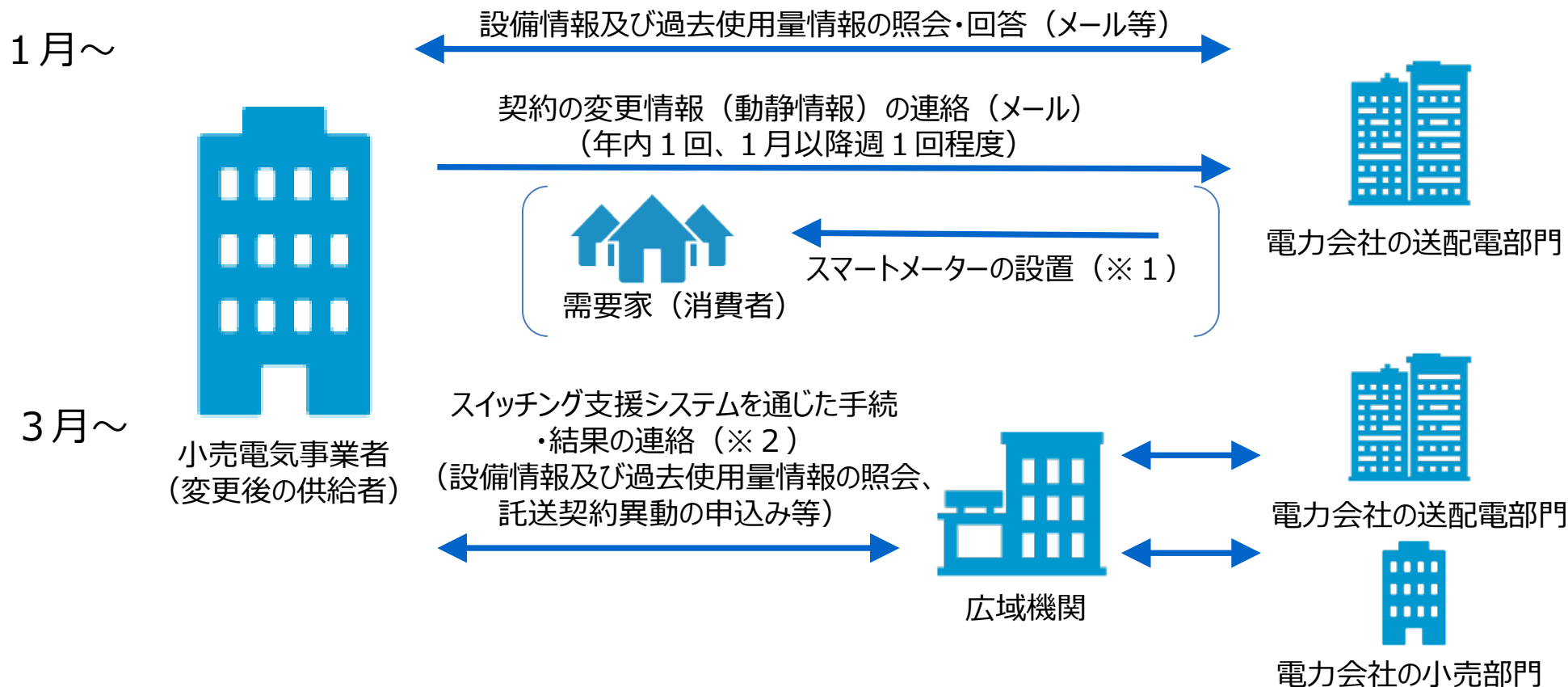
検針員 〇〇

お客さま番号
〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇-〇〇

東京電力株式会社
ダミー（事業所コード000）
お問い合わせ先
（カスタマーセンター）
お引越し、ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

(参考) 小売電気事業者におけるスイッチング手続について

- 小売電気事業者は、需要家からの申込みに基づき、設備情報や過去使用量の照会、託送契約異動の申込みなどを行うこととなる。



（※1）原則として4月1日までに設置される。なお、設置工事に際しては停電が伴う場合がある。

（※2）手続結果の連絡には一定の時間を要する。

小売全面自由化に向けた電力会社のスイッチング対応

- 小売全面自由化に向け、各電力会社は、スイッチング対応システムや託送業務システムの開発・整備を引き続き進めるとともに、スマートメーターの設置を行っていく。
- その際、これらの取組が想定どおり進まない場合に備え、以下のとおり、需要家等に対し適時の情報提供を行うこととした上で、仮に遅延が生じたときは、需要家の意向を最大限尊重しつつ、過度の負担にならない範囲で最大限の対応を行っていくこととしてはどうか。

(1) 情報開示

- 1月以降、定期的に、①広域機関/エネ庁において、各電力会社別のスイッチングの申込状況を公表するとともに、②各電力会社及びエネ庁において、スマートメーター設置の申込状況を公表する。

※小売電気事業者からの動静情報に基づくスイッチング申込数(①)、①のうちスマートメーターが設置されていない需要家からの申込数(②)

(2) システム開発・整備の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。
- その際、スイッチング申込みに対しては人手で最大限対応するとともに、システムによる計算ができなかったスイッチング後の託送・インバランス料金は小売電気事業者との協議により精算することを基本とする。

(3) スマートメーター設置の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。その際、遅延状況(メーター設置までに要する期間の目安)を示す。
※遅延状況によってはその早期解消のため原則定例検針日でのスイッチングをお願いすることも考え得る。
- 遅延する場合のスイッチング前後の電気料金は、スイッチング期日の現地検針または事後的な日割計算により算定することを基本とする。
- スwitchング後の30分単位のインバランス料金は使用電力量を均等に配分することにより算定する。

(参考) 電力会社が開発・整備中のシステムについて

10/27 第1回小委員会
事務局提出資料(抜粋)

○各電力会社は、スイッチング及び託送料金精算手続等円滑化のためにシステムの開発・整備を進めており、来年2～3月までに整備を完了する予定。

<システムの概要>

(1) スwitchング支援対応関連機能

- ① **地点設備情報・使用量情報の提供** (2016年3月開始予定。1～2月の事前照会については各社ともにメール等で対応予定)
需要者の設備情報(供給地点特定番号※等)や最大過去13ヶ月の使用電力量等の情報の提供を、小売電気事業者に対して行うシステム。※各一般送配電事業者により提供される、設備情報・使用量情報の閲覧・取得に当たり、対象供給地点を一意に特定する識別番号
- ② **託送異動申込みの受付** (2016年3月開始予定)
現小売電気事業者からの供給に関する託送の廃止と、切替え後の新小売電気事業者からの供給に関する託送の開始などの手続を処理するシステム。

(2) 託送業務関連機能

- ① **使用電力量の提供** (2016年4月から開始予定)
一般送配電事業者から小売電気事業者に対して使用電力量の実績値の提供(30分値・月間値)を行うシステム。
- ② **託送料金計算・インバランス料金計算** (2016年4月の料金計算から開始予定)
一般送配電事業者が発電事業者及び小売電気事業者との間で、託送料金の算定やインバランス料金の算定を行うシステム。

<今後のスケジュール>

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ・2015年11月～2016年2月 | 広域機関と小売電気事業者及び一般送配電事業者との連携テスト |
| ・2016年1月 | スイッチング事前受付開始 |
| ・2016年3月 | スイッチング支援対応システム稼働開始(一般送配電事業者各社／広域機関) |
| ・2016年4月 | 新託送契約開始 |

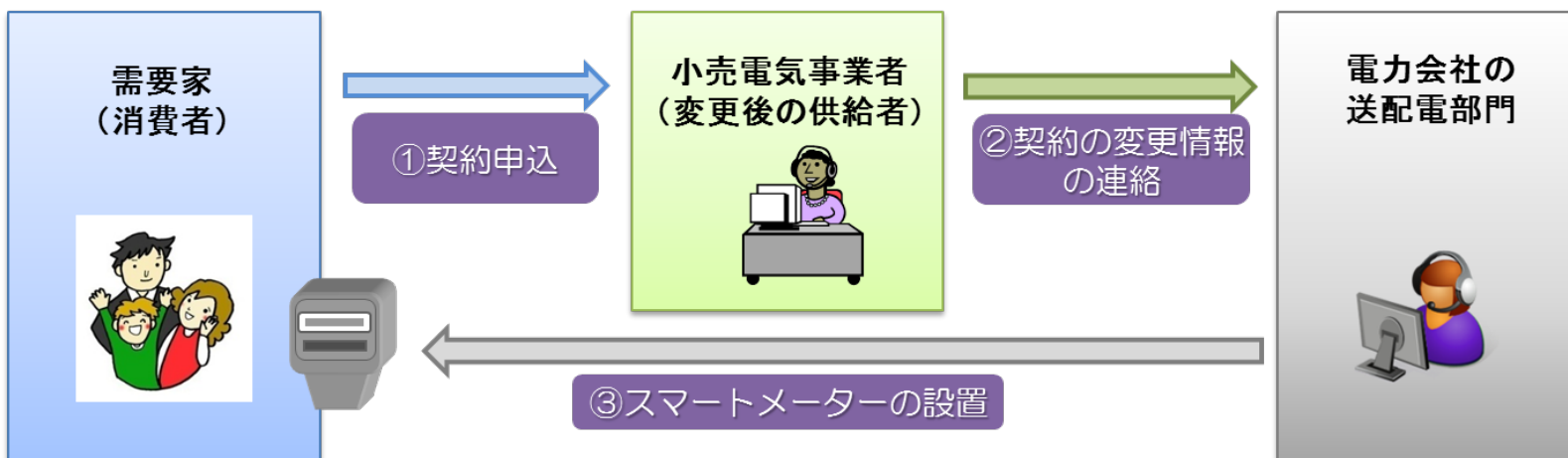
(参考) 小売全面自由化に向けたスマートメーターの設置について

10/27 第1回小委員会
事務局提出資料(抜粋)

- 小売全面自由化に先立ち、各電力会社は、2016年1月以降、スイッチングを希望する需要家に対して、原則として4月1日までにスマートメーターを設置することとしている。
 - ただし、スマートメーターの設置工事には一定の期間を要するため、4月1日に近い日に変更希望の連絡が行われた需要家は、スマートメーターの設置が4月1日以降になる可能性が高い。
- (※)スマートメーターの設置工事が必要な場合、契約先の変更には通常2週間程度を要する。

設置の流れ

- ① 需要家が新たな電気の供給者(小売電気事業者)に2016年4月1日以降の電気の供給の契約を申し込む
- ② 2016年1月以降、新たな電気の供給者(小売電気事業者)が電力会社にその契約の変更情報を連絡
- ③ 電力会社が原則として4月1日までにスマートメーターを設置



(参考) 各電力会社のスマートメーター設置予定 (来年前半) について

10/27 第1回小委員会
事務局提出資料(抜粋)

○電力会社においては、来年1月からのスイッチング希望受付を見据えてスマートメーターの設置を進めることとしているが、具体的な設置予定のペースは各社で様々である。

電力会社 (低圧メーター数)	スマートメーター設置想定台数 (万台)、低圧メーター数に対する割合							設置完了 時期
	～12月末時点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
北海道電力 (370万台)	23.9 6.5%	4.7 1.3%	4.7 1.3%	4.7 1.3%	4.4 1.2%	4.4 1.2%	4.4 1.2%	2023 年度末
東北電力 (666万台)	52.7 7.9%	8.1 1.2%	8.1 1.2%	8.1 1.2%	8.1 1.2%	8.1 1.2%	8.1 1.2%	2023 年度末
東京電力 (2,700万台)	383.0 14.2%	26.0 1.0%	51.0 1.9%	55.0 2.0%	52.0 1.9%	49.0 1.8%	51.0 1.9%	2020 年度末
中部電力 (950万台)	64.0 6.7%	13.0 1.4%	13.0 1.4%	13.0 1.4%	13.0 1.4%	13.0 1.4%	13.0 1.4%	2022 年度末
北陸電力 (182万台)	8.6 4.7%	2.1 1.2%	2.2 1.2%	2.1 1.2%	2.1 1.2%	2.1 1.2%	2.1 1.2%	2023 年度末
関西電力 (1,300万台)	509.0 39.2%	16.0 1.2%	16.0 1.2%	16.0 1.2%	16.0 1.2%	16.0 1.2%	16.0 1.2%	2022 年度末
中国電力 (495万台)	12.6 2.5%	4.2 0.8%	4.2 0.8%	4.2 0.8%	4.7 0.9%	4.7 0.9%	4.7 0.9%	2023 年度末
四国電力 (265万台)	10.5 4.0%	2.1 0.8%	2.1 0.8%	2.1 0.8%	2.1 0.8%	2.1 0.8%	2.1 0.8%	2023 年度末
九州電力※ (810万台)	127.8 15.8%	5.8 0.7%	5.8 0.7%	5.8 0.7%	10.5 1.3%	10.5 1.3%	10.5 1.3%	2023 年度末
沖縄電力 (85万台)	1.0 1.2%	0.1 0.1%	0.1 0.1%	0.1 0.1%	0.8 0.9%	0.8 0.9%	0.8 0.9%	2024 年度末

※ 来年3月まで試験導入をしており、4月以降、本格導入予定

来年 4 月に向けた需要家のスイッチング手続（まとめ）

- 来年 4 月からのスイッチングを希望する需要家は、来年 1 月以降、所定の方法に従って手続を行うことができるようになる。

基本的事項

- (1) スマートメーターが設置されていない場合であっても、来年 3 月半ばまでに申込みすれば、原則として 4 月 1 日付けでスイッチングができる。
 - ※ 4 月 1 日付けでスイッチングするための具体的な申込期限は、1 月以降、スイッチングの申込状況やスマートメーターの設置状況を踏まえ、各電力会社が明確化していく。
 - ※ スマートメーターの設置状況等によっては、小売電気事業者から定例検針日でのスイッチングを打診されることも想定される。
- (2) ただし、3 月末までにスマートメーターが設置されず、かつ、スイッチング期日の現地検針ができない場合、3 月末までの現行の電気料金と 4 月以降の新しい料金メニューに基づく電気料金は、4 月の定例検針日までの 1 ヶ月間の電力使用量を日割りして算定されることが基本となる。
- (3) なお、時間帯別料金メニューへの変更を希望する場合、3 月末までにスマートメーターが設置されないとならば新たな料金メニューに基づく電気料金の算定が困難となることから、スマートメーターの設置見込みが不確実なときは、あらかじめその際の対応を小売電気事業者を確認しておくことが望ましい。
 - ※ スマートメーターが未設置のため時間帯別の電力使用量が不明な場合、各時間帯において均等に電力が使用されたと仮定して料金算定がなされる見込み。

＜留意事項＞

- 1 月以降速やかにスイッチングの申込みをした場合でも、スマートメーター設置は 3 月となる可能性がある（原則として 3 月末までに設置される）。
- 広域機関におけるシステム運用の都合上、1 ～ 2 月にスイッチングの申込みをした場合にも、スイッチングの可否に関する正式な連絡は 3 月になる見込み。

(参考) スwitchングに要する標準的な日数（低圧）について

2014年10月30日 第9回制度設計WG
広域的運営推進機関設立準備組合
提出資料(抜粋)

○スwitchングに要する標準的な日数（低圧）

✓ スwitchングの際にスマートメーターへの取替工事が必要となる場合

新小売電気事業者が設定可能な、需要家による新小売電気事業者の切替日（以下「スswitchング日」）は、スマートメーターへの取替工事及び同時同量支援データの60分以内提供に必要な期間を勘案し、新小売電気事業者からのスswitchング申込（開始）、及び旧小売電気事業者からのスswitchング申込（廃止）が整い、託送供給契約が成立した日（以下「マッチング完了日」という。）から起算して8営業日に2暦日を加えた日（標準処理期間満了日）以降の最初の定例検針日を原則とする。※

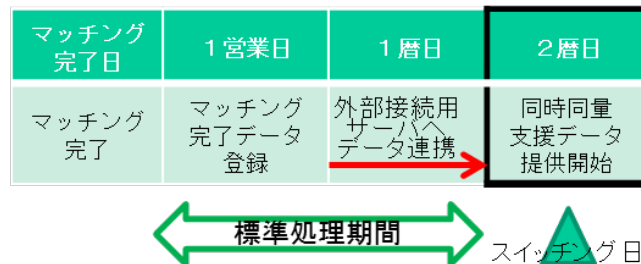
✓ スマートメーターへの取替工事が不要である場合

新小売電気事業者が設定可能なスswitchング日は、マッチング完了日から起算して1営業日に2暦日を加えた日（標準処理期間満了日）以降の日とする。

【スマートメーターへの取替工事が必要な場合】



【スマートメーターへの取替工事が不要な場合】



スマートメーター設置数増加に伴い、短期間でスswitchング可能な需要家は増加

※ 同一料金算定期間内で、小売電気料金の請求が複数の小売電気事業者に分れない等、需要者の分かり易さの観点や、送配電事業者の臨時検針に係る業務負担軽減の観点から、標準処理期間満了日以降の最初の定例検針日をスswitchング日と指定することを原則とすることを作業会で確認。なお、需要家の要望等により、定例検針日以外の標準処理期間満了日以降の希望日を指定することは可能。

また、スswitchングに要する標準的な日数については、システム等の改善によって、将来的に短縮される可能性もある。

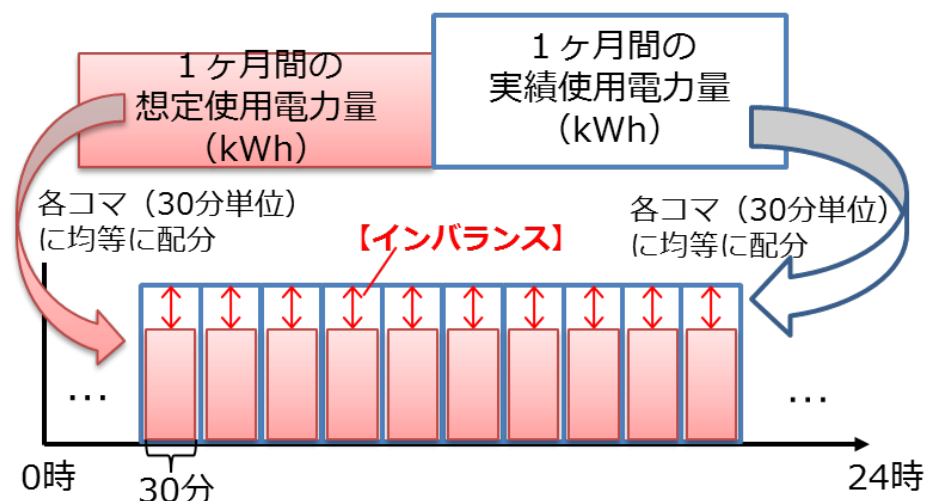
(参考) スマートメーターの設置とスイッチングについて

10/27 第1回小委員会
事務局提出資料(抜粋)

- スwitching希望者に対しては優先的にスマートメーターが設置されるが、仮にスitching希望日まで設置されなかった場合であっても、一般送配電事業者がスitching日当日に現地で検針を行いその時点の使用量を把握することにより、スitchingを行うことが可能。
- また、スマートメーターが未設置であると、遠隔検針による30分単位の電気の使用量の把握ができなくなるが、一般送配電事業者と小売電気事業者の間のインバランス料金精算を月単位の使用量で行うことにより、料金精算を行うことが可能。

<スマートメーター未設置の場合の同時同量イメージ>

※以下では、スマートメーター未設置期間が1ヶ月間の場合を想定



※実際には、スマートメーター未設置分及びスマートメーター設置分(特高・高圧含む)を合計した計画需要量と実績需要量を用いて30分単位でインバランス算定する。
※電子式メーターが設置されている場合には、設定されている時間帯区分毎に均等配分することも認める。

<考え方>

- ◇スマートメーター未設置の場合、1ヶ月間の使用電力量(kWh)の値しか把握できないことから、
 - ① 1ヶ月間の想定使用電力量(kWh)を30分単位の各コマに均等に配分した値を各コマの計画需要量とする。
 - ② 1ヶ月間の実績使用電力量(kWh)を30分単位の各コマに均等に配分した値を各コマの実績需要量とする。
 - ③ 実績需要量と計画需要量の差分をインバランスとする。

<具体例>

1ヶ月間の想定使用電力量	3000kWh
1ヶ月間の実績使用電力量	3200kWh
各コマのインバランス	$\frac{3200\text{kWh} - 3000\text{kWh}}{30\text{日} \times 48\text{コマ}}$

(参考) 小売全面自由化に関する F A Q

- スイッチング手続を含め、小売全面自由化に関する疑問については、電力取引監視等委員会の H P に F A Q が公開されている。

＜小売全面自由化に関するFAQ（電力取引監視等委員会）＞
<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

目次

- (1) 第2弾改正・小売全面自由化の総論
- (2) 安定供給の確保
- (3) 電気料金について
- (4) 消費者トラブルについて
- (5) スイッチング
- (6) スマートメーター
- (7) 電力システム改革全般について
- (8) 電力取引監視等委員会
- (9) 卸電力取引所

※ Q & A は随時追加予定